

目 次

旧 町 名	頁	旧 町 名	頁	旧 町 名	頁
駿河区曲金六丁目	1	葵区柚木字柳坪	5 6	法第 9 6 条第 2 項による保留地	8 7
駿河区曲金字狐ヶ崎坪	3 1	葵区柚木字九反田坪	5 7	法第 1 0 5 条第 1 項により帰属	9 2
駿河区池田	3 3	葵区柚木字大道添坪	5 8	法第 1 0 5 条第 3 項により帰属	9 5
駿河区池田字藪崎坪	3 4	葵区長沼字油木坪	5 9		
駿河区池田字梅ヶ坪	3 6	葵区長沼字沖堀合坪	6 1		
駿河区池田字長市坪	4 5	葵区長沼字鳥八三坪	6 2		
駿河区池田字高田坪	4 5	葵区長沼字川久保坪	6 2		
駿河区池田字上中丸坪	4 5	葵区長沼字宮上坪	6 4		
駿河区池田字下中丸坪	4 5	葵区長沼字前イカリ坪	6 8		
葵区柚木字四反田坪	4 6	葵区長沼字向イカリ坪	6 9		
葵区柚木字青木坪	4 7	葵区長沼字細田坪	6 9		
葵区柚木字分福田坪	4 8	葵区長沼字棚田坪	7 0		
葵区柚木字小深田坪	5 0	葵区長沼字市後瀬坪	7 7		
葵区柚木字庄次郎坪	5 1	葵区長沼字太郎丸坪	8 0		
葵区柚木字西五反田坪	5 3	葵区長沼字東原坪	8 4		
葵区柚木字御代免坪	5 5	葵区長沼字押流ノ坪	8 6		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
駿河区曲金六丁目	2 1 5 2 1	(番) (筆)					法第105条第2項により消滅
〃	2 7 4 1	1 / 3	駿河区曲金六丁目	6 2 5	5 2 - 3		
〃	2 7 4 4						法第105条第2項により消滅
〃	2 7 4 6						法第105条第2項により消滅
〃	2 7 5 1		駿河区曲金六丁目	5 2 6	2 - 1 1		
〃			〃	6 2 3	5 2 - 1		
〃	2 7 5 4						法第105条第2項により消滅
〃	2 7 5 6						法第105条第2項により消滅
〃	2 7 6 1	2 / 3	駿河区曲金六丁目	6 2 5	5 2 - 3		
〃	2 7 6 2						法第105条第2項により消滅
〃	2 7 7 1	1 / 2	駿河区曲金六丁目	5 2 7	2 - 1 2		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
駿河区曲金六丁目	277 2	(番) (筆)					法第105条第2項により消滅
〃	278 1	2 / 2	駿河区曲金六丁目	527	2-1 2		
〃	278 2						法第105条第2項により消滅
〃	278 4						法第105条第2項により消滅
〃	279 1	1 / 2	駿河区曲金六丁目	528	2-1 3		
〃	279 2	2 / 2	〃	528	2-1 3		
〃	279 3						法第95条第6項により金銭清算
〃	279 5						法第105条第2項により消滅
〃	279 6						法第95条第6項により金銭清算
〃	280 1	1 / 7	葵区東静岡一丁目	37	17 1-2		
〃	280 2	2 / 7	〃	37	17 1-2		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
駿河区曲金六丁目	2803	(番) (筆)					法第105条第2項により消滅
〃	2805						法第105条第2項により消滅
〃	2806						法第90条により金銭清算
〃	2807						法第105条第2項により消滅
〃	2811		駿河区曲金六丁目	663		6 14	
〃	2812						法第105条第2項により消滅
〃	2814						法第105条第2項により消滅
〃	2815	1 / 2	駿河区曲金六丁目	508		1 20	
〃	2816		〃	660		6 13 - 1	
〃	2821		〃	627		5 3 - 2	
〃	2822						法第105条第2項により消滅

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
駿河区曲金六丁目	282-4	(番) (筆)					法第105条第2項により消滅
〃	282-5		駿河区曲金六丁目	626-		5 3-1	
〃	283-1	1 / 2	〃	644-		6 4	
〃	283-2						法第105条第2項により消滅
〃	283-4						法第105条第2項により消滅
〃	283-5	2 / 2	駿河区曲金六丁目	644-		6 4	
〃	284-1		〃	657-		6 11-2	
〃	284-2						法第105条第2項により消滅
〃	284-4						法第105条第2項により消滅
〃	284-5	1 / 2	駿河区曲金六丁目	610-		4 8	
〃	285-1		〃	518-		1 8	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
駿河区曲金六丁目	285-2	(番) (筆)					法第105条第2項により消滅
〃	285-4						法第105条第2項により消滅
〃	285-5	2 / 2	駿河区曲金六丁目	610-	4 8		
〃	285-6	1 / 2	〃	546-	2-1 18		
〃	285-7		〃	547-	2-1 19		
〃	285-8		〃	524-	1 13		
〃	285-10						法第105条第2項により消滅
〃	285-11		駿河区曲金六丁目	592-	3-2 10		
〃	285-12	3 / 7	葵区東静岡一丁目	37-	17 1-2		
〃	285-13	2 / 2	駿河区曲金六丁目	546-	2-1 18		
〃	285-14		〃	542-	2-1 15		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
駿河区曲金六丁目	285 15	(番) (筆)	駿河区曲金六丁目	612	4 10		
〃	285 16		〃	519	1 9		
〃	286 1		〃	621	5 1-1		
〃	286 3					法第105条第2項により消滅	
〃	286 4		駿河区曲金六丁目	622	5 1-2		
〃	286 5					法第105条第2項により消滅	
〃	287 1		駿河区曲金六丁目	637	5 12		
〃	288 1		〃	639	5 14		
〃	289 1		葵区長沼南	8	18-2 4-1		
			〃	9	18-2 4-2		
			葵区東静岡一丁目	31	17 1-3		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
駿河区曲金六丁目	289-4	(番) (筆)	駿河区曲金六丁目	636-	5 11-2		
〃	289-5		葵区長沼南	13-	18-2 6-1		
〃	289-6		〃	12-	18-2 6-2		
〃	290-2					法第105条第2項により消滅	
〃	291-1		駿河区曲金六丁目	635-	5 11		
〃	291-2					法第105条第2項により消滅	
〃	291-5	4 / 7	葵区東静岡一丁目	37-	17 1-2		
〃	308-5					法第105条第2項により消滅	
〃	309-1		駿河区曲金六丁目	651-	6 8		
〃	309-4	1 / 4	〃	632-	5 8		
〃	309-5					法第105条第2項により消滅	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
駿河区曲金六丁目	3 1 0 1	(番) (筆)					法第95条第6項により金銭清算
〃	3 1 0 2						法第105条第2項により消滅
〃	3 1 0 3	2 / 4	駿河区曲金六丁目	6 3 2	5 8		
〃	3 1 0 4						法第105条第2項により消滅
〃	3 1 0 5						法第95条第6項により金銭清算
〃	3 1 0 6	1 / 3	駿河区曲金六丁目	6 1 9	4 1 7		
〃	3 1 0 7	2 / 3	〃	6 1 9	4 1 7		
〃	3 1 0 8		〃	5 6 2	3-1 2		
〃	3 1 0 9		〃	5 6 3	3-1 3		
〃	3 1 0 10		〃	5 8 8	3-2 6		
〃	3 1 0 11		〃	6 4 2	6 2		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
駿河区曲金六丁目	3 1 0 1 2	(番) 1 / (筆) 3	駿河区曲金六丁目	5 8 3	3-2 3		
〃	3 1 0 1 3	2 / 3	〃	5 8 3	3-2 3		
〃	3 1 0 1 4	3 / 3	〃	6 1 9	4 1 7		
〃	3 1 0 1 5					法第95条第6項により金銭清算	
〃	3 1 0 1 6	3 / 3	駿河区曲金六丁目	5 8 3	3-2 3		
〃	3 1 1 1	1 / 2	〃	6 3 3	5 9		
〃	3 1 1 2					法第105条第2項により消滅	
〃	3 1 1 3	3 / 4	駿河区曲金六丁目	6 3 2	5 8		
〃	3 1 1 4					法第105条第2項により消滅	
〃	3 1 1 5					法第95条第6項により金銭清算	
〃	3 1 2 1		駿河区曲金六丁目	6 3 0	5 6		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
駿河区曲金六丁目	3 1 2 2	(番) (筆)					法第105条第2項により消滅
〃	3 1 2 3						法第105条第2項により消滅
〃	3 1 2 4	4 / 4	駿河区曲金六丁目	6 3 2	5 8		
〃	3 1 3 1	2 / 2	〃	6 3 3	5 9		
〃	3 1 3 2	1 / 2	〃	6 3 1	5 7		
〃	3 1 3 3						法第105条第2項により消滅
〃	3 1 3 4						法第105条第2項により消滅
〃	3 1 3 5						法第105条第2項により消滅
〃	3 1 3 6	2 / 2	駿河区曲金六丁目	6 3 1	5 7		
〃	3 1 4 1		〃	6 3 4	5 10		
〃	3 1 4 2						法第105条第2項により消滅

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
駿河区曲金六丁目	3 1 4 3	(番) (筆)					法第105条第2項により消滅
〃	3 1 4 4						法第105条第2項により消滅
〃	3 1 5 1		駿河区曲金六丁目	6 2 9 5	5 5		
〃	3 1 5 2						法第105条第2項により消滅
〃	3 1 5 3						法第105条第2項により消滅
〃	3 1 5 4						法第105条第2項により消滅
〃	3 1 6 1		駿河区曲金六丁目	6 4 0 5	5 1 5		
〃	3 1 6 2						法第105条第2項により消滅
〃	3 1 6 3						法第105条第2項により消滅
〃	3 1 6 4						法第105条第2項により消滅
〃	3 1 6 5		駿河区曲金六丁目	6 5 6 1	6 1 1 - 1		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
駿河区曲金六丁目	3 1 7 1	(番) (筆) 1 / 2	駿河区曲金六丁目	6 4 5	5	6	
〃	3 1 7 2						法第105条第2項により消滅
〃	3 1 7 3						法第105条第2項により消滅
〃	3 1 7 4	2 / 2	駿河区曲金六丁目	6 4 5	5	6	
〃	3 1 7 5						法第90条により金銭清算
〃	3 1 7 6						法第105条第2項により消滅
〃	3 1 8 1		駿河区曲金六丁目	6 4 3	3	6	
〃	3 1 8 2						法第105条第2項により消滅
〃	3 1 8 3						法第105条第2項により消滅
〃	3 1 8 4						法第105条第2項により消滅
〃	(後葉に続く) 3 1 9 1		駿河区曲金六丁目	6 2 8 1	1	5 4-1	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
	(前葉より)	(番) (筆)	駿河区曲金六丁目	6 2 8	2	5 4 - 2	
〃	3 1 9	2					法第105条第2項により消滅
〃	3 1 9	3					法第105条第2項により消滅
〃	3 1 9	4					法第105条第2項により消滅
〃	3 2 0	1	1 / 3	駿河区曲金六丁目	6 8 2	1 0 7	
〃	3 2 0	2	1 / 2	〃	5 5 8	2 - 2 3 - 1	
〃	3 2 0	3					法第105条第2項により消滅
〃	3 2 0	4					法第105条第2項により消滅
〃	3 2 0	5					法第105条第2項により消滅
〃	3 2 0	6		駿河区曲金六丁目	5 5 9	2 - 2 3 - 2	
〃	3 2 1	1	2 / 2	〃	5 5 8	2 - 2 3 - 1	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
駿河区曲金六丁目	3 2 1: 2	(番) (筆)					法第105条第2項により消滅
〃	3 2 1: 3						法第105条第2項により消滅
〃	3 2 2: 1		駿河区曲金六丁目	6 2 4:	5 2-2		
〃	3 2 2: 4						法第105条第2項により消滅
〃	3 2 2: 5						法第105条第2項により消滅
〃	3 2 2: 6						法第105条第2項により消滅
〃	3 2 3: 1		駿河区曲金六丁目	6 4 8:	6 7		
〃	3 2 3: 4						法第105条第2項により消滅
〃	3 2 4: 1	3 / 3	駿河区曲金六丁目	6 2 5:	5 2-3		
〃	3 2 4: 4						法第105条第2項により消滅
〃	3 3 6: 1	1 / 2	駿河区東静岡二丁目	2 8:	11-1 10		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
駿河区曲金六丁目	3 3 6 2	(番) (筆)	駿河区曲金六丁目	6 7 8	1 0 3 - 1		
〃	3 3 6 4		〃	5 8 7	3 - 2 5		
〃	3 3 6 5					法第 1 0 5 条第 2 項により消滅	
〃	3 3 6 6					法第 1 0 5 条第 2 項により消滅	
〃	3 3 6 7					法第 1 0 5 条第 2 項により消滅	
〃	3 3 6 8					法第 1 0 5 条第 2 項により消滅	
〃	3 3 6 1 2	1 / 10	駿河区曲金六丁目	6 7 4	1 0 1		
〃	3 3 6 1 3	2 / 10	〃	6 7 4	1 0 1		
〃	3 3 6 1 4					法第 1 0 5 条第 2 項により消滅	
〃	3 3 6 1 5					法第 1 0 5 条第 2 項により消滅	
〃	3 3 6 1 6	1 / 4	駿河区曲金六丁目	6 8 1	1 0 5		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
駿河区曲金六丁目	3 3 6 1 7	(番) 2 / (筆) 4	駿河区曲金六丁目	6 8 1 5	1 0 5		
〃	3 3 6 1 8	1 / 2	〃	6 8 0 3	1 0 3 - 3		
〃	3 3 6 1 9	1 / 2	〃	6 7 9 2	1 0 3 - 2		
〃	3 3 6 2 0	2 / 2	〃	6 8 0 3	1 0 3 - 3		
〃	3 3 6 2 1	2 / 2	〃	6 7 9 2	1 0 3 - 2		
〃	3 3 6 2 2	2 / 2	駿河区東静岡二丁目	2 8 1 0	1 1 - 1 1 0		
〃	3 3 7 1	1 / 2	駿河区曲金六丁目	6 7 5 4	1 0 4		
〃	3 3 7 2					法第105条第2項により消滅	
〃	3 3 8 1	2 / 2	駿河区曲金六丁目	6 7 5 4	1 0 4		
〃	3 3 8 2					法第105条第2項により消滅	
〃	3 3 9 1	2 / 3	駿河区曲金六丁目	6 8 2 7	1 0 7		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
駿河区曲金六丁目	3 3 9 4	(番) (筆)	駿河区曲金六丁目	6 8 3 9	1 0 9		
〃	3 3 9 5					法第105条第2項により消滅	
〃	3 4 3 1	1 / 4	駿河区曲金六丁目	6 8 5 1	1 0 1 1		
〃	3 4 4 1		〃	6 3 8 5	5 1 3		
〃	3 4 4 3	2 / 4	〃	6 8 5 1	1 0 1 1		
〃	3 4 4 4		〃	5 3 1 1	2 - 1 4 - 1		
〃	3 4 5 3	3 / 4	〃	6 8 5 1	1 0 1 1		
〃	3 4 6 1	5 / 7	葵区東静岡一丁目	3 7 1 2	1 7 1 - 2		
〃	3 4 6 2	4 / 4	駿河区曲金六丁目	6 8 5 1	1 0 1 1		
〃	3 4 6 3	3 / 10	〃	6 7 4 1	1 0 1		
〃	3 4 6 4					法第105条第2項により消滅	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
駿河区曲金六丁目	3 4 7 1	(番) 3 / (筆) 4	駿河区曲金六丁目	6 8 1 1	1 0 5		
〃	3 4 7 2	4 / 10	〃	6 7 4 1	1 0 1		
〃	3 4 7 3					法第105条第2項により消滅	
〃	3 4 7 4	4 / 4	駿河区曲金六丁目	6 8 1 1	1 0 5		
〃	3 4 9 1	5 / 10	〃	6 7 4 1	1 0 1		
〃	3 4 9 4					法第105条第2項により消滅	
〃	3 4 9 5	6 / 10	駿河区曲金六丁目	6 7 4 1	1 0 1		
〃	3 4 9 6	7 / 10	〃	6 7 4 1	1 0 1		
〃	3 5 0 1	8 / 10	〃	6 7 4 1	1 0 1		
〃	3 5 0 2	1 / 4	〃	6 6 7 1	7 3 - 2		
〃	3 5 0 3	9 / 10	〃	6 7 4 1	1 0 1		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
駿河区曲金六丁目	3 5 0 4	(番) 2 / (筆) 4	駿河区曲金六丁目	6 6 7 2	7 3-2		
〃	3 5 1 1		〃	6 6 6 1	7 3-1		
〃	3 5 1 4					法第105条第2項により消滅	
〃	3 5 1 5	10 / 10	駿河区曲金六丁目	6 7 4 1	10 1		
〃	3 5 1 6					法第105条第2項により消滅	
〃	3 5 1 7	3 / 4	駿河区曲金六丁目	6 6 7 2	7 3-2		
〃	3 5 1 8					法第105条第2項により消滅	
〃	3 5 1 9	4 / 4	駿河区曲金六丁目	6 6 7 2	7 3-2		
〃	3 5 2 1		〃	5 7 8 1	3-1 17		
〃	3 5 2 2		〃	5 3 3 6	2-1 6		
〃	3 5 2 3					法第105条第2項により消滅	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
駿河区曲金六丁目	3 5 2 4	(番) (筆)	駿河区曲金六丁目	6 1 3 4	4 1 1		
〃	3 5 2 5		〃	5 8 1 1	3-2 1		
〃	3 5 2 6		〃	5 3 7 1	2-1 1 0		
〃	3 5 2 7	1 / 3	〃	5 3 2 1	2-1 5		
〃	3 5 2 8	2 / 3	〃	5 3 2 2	2-1 5		
〃	3 5 2 9	1 / 2	〃	6 0 9 1	4 7		
〃	3 5 2 1 0	2 / 2	〃	6 0 9 2	4 7		
〃	3 5 2 1 1	1 / 3	〃	5 6 5 1	3-1 5		
〃	3 5 2 1 2		〃	6 0 4 1	4 3		
〃	3 5 2 1 3		〃	6 0 2 1	4 1		
〃	3 5 2 1 4		〃	5 3 4 1	2-1 7		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
駿河区曲金六丁目	3 5 2 1 5	(番) (筆)	駿河区曲金六丁目	5 1 5	1 5		
〃	3 5 2 1 6		〃	5 9 1	3-2 9		
〃	3 5 2 1 7	1 / 2	〃	5 7 6	3-1 1 5		
〃	3 5 2 1 8	2 / 2	〃	5 7 6	3-1 1 5		
〃	3 5 2 1 9		〃	5 7 4	3-1 1 3		
〃	3 5 2 2 1		〃	5 7 1	3-1 1 1		
〃	3 5 2 2 2		〃	5 7 0	3-1 1 0		
〃	3 5 2 2 3		〃	5 6 9	3-1 9		
〃	3 5 2 2 4		〃	5 6 7	3-1 7		
〃	3 5 2 2 5		〃	5 6 0	3-1 1		
〃	3 5 2 2 6		〃	5 4 0	2-1 1 3		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
駿河区曲金六丁目	3 5 2 2 7	(番) (筆)	駿河区曲金六丁目	5 3 9	2-1 1 2		
〃	3 5 2 2 8		〃	5 3 8	2-1 1 1		
〃	3 5 2 2 9		〃	6 2 0	4 1 8		
〃	3 5 2 3 0		〃	5 9 0	3-2 8		
〃	3 5 2 3 1		〃	6 8 8	1 0 1 4		
〃	3 5 2 3 2	1 / 2	〃	5 8 0	3-1 1 9		
〃	3 5 2 3 3	3 / 3	〃	5 3 2	2-1 5		
〃	3 5 2 3 4	2 / 3	〃	5 6 5	3-1 5		
〃	3 5 2 3 5					法第105条第2項により消滅	
〃	3 5 2 3 6	2 / 2	駿河区曲金六丁目	5 8 0	3-1 1 9		
〃	3 5 2 3 7		〃	6 1 7	4 1 5		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
駿河区曲金六丁目	3 5 2 3 8	(番) (筆)					法第105条第2項により消滅
〃	3 5 2 3 9						法第105条第2項により消滅
〃	3 5 2 4 0						法第105条第2項により消滅
〃	3 5 2 4 1						法第105条第2項により消滅
〃	3 5 2 4 2						法第105条第2項により消滅
〃	3 5 2 4 3						法第105条第2項により消滅
〃	3 5 2 4 4						法第105条第2項により消滅
〃	3 5 2 4 5						法第105条第2項により消滅
〃	3 5 2 4 6						法第105条第2項により消滅
〃	3 5 2 4 7						法第105条第2項により消滅
〃	3 5 2 4 8						法第105条第2項により消滅

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
駿河区曲金六丁目	3 5 2 4 9	(番) (筆)					法第105条第2項により消滅
〃	3 5 2 5 0						法第105条第2項により消滅
〃	3 5 2 5 1						法第105条第2項により消滅
〃	3 5 2 5 2						法第105条第2項により消滅
〃	3 5 2 5 3						法第105条第2項により消滅
〃	3 5 2 5 4						法第105条第2項により消滅
〃	3 5 2 5 5						法第105条第2項により消滅
〃	3 5 2 5 6						法第105条第2項により消滅
〃	3 5 2 5 7						法第105条第2項により消滅
〃	3 5 2 5 8						法第105条第2項により消滅
〃	3 5 2 5 9						法第105条第2項により消滅

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
駿河区曲金六丁目	3 5 2 6 0	(番) (筆)					法第105条第2項により消滅
〃	3 5 2 6 1						法第105条第2項により消滅
〃	3 5 2 6 2						法第105条第2項により消滅
〃	3 5 2 6 3						法第105条第2項により消滅
〃	3 5 2 6 4						法第105条第2項により消滅
〃	3 5 2 6 5	3 / 3	駿河区曲金六丁目	5 6 5	3 - 1 5		
〃	3 5 2 6 6		〃	5 7 3	3 - 1 1 1 - 2		
〃	3 5 2 6 7		〃	5 6 1	3 - 1 1 - 2		
〃	3 5 2 6 8	1 / 2	〃	5 4 4	2 - 1 1 7		
〃	3 5 3 4	2 / 2	〃	5 4 4	2 - 1 1 7		
〃	3 5 3 5	1 / 5	葵区東静岡一丁目	3 2	1 7 1 - 4		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
駿河区曲金六丁目	3 5 3 6	(番) (筆)	駿河区曲金六丁目	5 2 0	1 1 0 - 2		
〃	3 5 4 1		〃	6 6 5	7 2		
〃	3 5 4 2		〃	6 4 1	6 1		
〃	3 5 5 1		〃	6 4 7	6 6 - 2		
〃	3 5 6 1	2 / 5	葵区東静岡一丁目	3 2	1 7 1 - 4		
〃	3 5 6 3		駿河区曲金六丁目	6 8 4	1 0 1 0		
〃	3 5 6 4	1 / 2	葵区長沼南	2	1 8 - 1 2		
〃	3 5 7 1	6 / 7	葵区東静岡一丁目	3 7	1 7 1 - 2		
〃	3 5 7 3		駿河区曲金六丁目	5 4 8	2 - 1 2 0		
〃	3 5 8 2					法第 1 0 5 条第 2 項により消滅	
〃	3 5 8 3		駿河区曲金六丁目	6 4 6	6 6 - 1		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
駿河区曲金六丁目	3 5 8 4	(番) (筆)	駿河区曲金六丁目	5 2 5	1 1 4		
〃	3 5 9 1	1 / 3	〃	6 5 8	6 1 2 - 1		
〃	3 5 9 3					法第105条第2項により消滅	
〃	3 5 9 4	1 / 5	駿河区曲金六丁目	6 5 9	6 1 2 - 2		
〃	3 5 9 5	2 / 5	〃	6 5 9	6 1 2 - 2		
〃	3 5 9 6					法第105条第2項により消滅	
〃	3 6 0 1	2 / 3	駿河区曲金六丁目	6 5 8	6 1 2 - 1		
〃	3 6 0 3	3 / 5	〃	6 5 9	6 1 2 - 2		
〃	3 6 0 4	4 / 5	〃	6 5 9	6 1 2 - 2		
〃	3 6 1 1	1 / 4	〃	6 6 4	7 1		
〃	3 6 1 3	5 / 5	〃	6 5 9	6 1 2 - 2		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
駿河区曲金六丁目	3 6 1 4	(番) (筆)					法第105条第2項により消滅
〃	3 6 1 5	3 / 3	駿河区曲金六丁目	6 5 8		6 1 2 - 1	
〃	3 6 2 2	1 / 2	〃	6 0 1		3 - 2 1 9	
〃	3 6 2 3	2 / 4	〃	6 6 4		7 1	
〃	3 6 2 4	3 / 4	〃	6 6 4		7 1	
〃	3 6 2 7	1 / 2	〃	5 9 9		3 - 2 1 7	
〃	3 6 2 9						法第105条第2項により消滅
〃	3 6 2 1 0		駿河区曲金六丁目	5 9 7		3 - 2 1 5	
〃	3 6 2 1 1		〃	5 9 6		3 - 2 1 4	
〃	3 6 2 1 2		〃	5 9 4		3 - 2 1 2	
〃	3 6 2 1 3		〃	5 3 6		2 - 1 9	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
駿河区曲金六丁目	3 6 2 1 4	(番) (筆)					法第105条第2項により消滅
〃	3 6 2 1 5	2 / 2	駿河区曲金六丁目	6 0 1	3-2 1 9		
〃	3 6 2 1 6	2 / 2	〃	5 9 9	3-2 1 7		
〃	3 6 7 2		〃	6 8 7	1 0 1 3		
〃	3 6 7 3		〃	6 1 4	4 1 2		
〃	3 6 8 2						法第105条第2項により消滅
〃	3 6 9 1	1 / 2	駿河区曲金六丁目	6 6 8	7 4		
〃	3 6 9 2						法第105条第2項により消滅
〃	3 6 9 3						法第105条第2項により消滅
〃	3 6 9 4	1 / 3	駿河区曲金六丁目	6 8 6	1 0 1 2		
〃	3 7 0	2 / 3	〃	6 8 6	1 0 1 2		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
駿河区曲金六丁目	3 7 1 2	(番) (筆) 2 / 2	駿河区曲金六丁目	6 6 8 4	7 4		
〃	3 7 1 4					法第105条第2項により消滅	
〃	3 7 1 5	3 / 3	駿河区曲金六丁目	6 8 6 1 2	1 0 1 2		
〃	3 7 1 6					法第105条第2項により消滅	
〃	3 7 3 1		駿河区曲金六丁目	6 6 9 5	7 5		
〃	3 7 3 3					法第105条第2項により消滅	
〃	3 7 6 1	1 / 3	駿河区曲金六丁目	6 7 1 7	7 7		
〃	3 7 7 1	2 / 3	〃	6 7 1 7	7 7		
〃	3 7 7 3	3 / 3	〃	6 7 1 7	7 7		
〃	3 7 8 1		〃	6 5 5 1 0	6 1 0		
〃	3 7 8 5		〃	6 5 3 9 - 3	6 9 - 3		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
駿河区曲金六丁目	3786	(番) (筆)	駿河区曲金六丁目	652	6 9-1		
〃	3791					法第105条第2項により消滅	
〃	3793	4 / 4	駿河区曲金六丁目	664	7 1		
〃	3855					法第105条第2項により消滅	
駿河区曲金字狐ヶ崎坪	2682					法第105条第2項により消滅	
〃	2731	1 / 11	駿河区東静岡二丁目	1	8 1-1		
〃	2735					法第105条第2項により消滅	
〃	2736					法第105条第2項により消滅	
〃	3226		駿河区曲金六丁目	512	1 4		
			駿河区東静岡二丁目	2	8 1-2		
〃	3227					法第105条第2項により消滅	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
駿河区曲金字狐ヶ崎坪	3 2 2 8	(番) (筆)					法第105条第2項により消滅
〃	3 2 2 9						法第105条第2項により消滅
〃	3 2 2 1 1	1 / 19	駿河区東静岡二丁目	7	9 1		
〃	3 2 7 4						法第105条第2項により消滅
〃	3 2 7 5						法第105条第2項により消滅
〃	3 3 5 4						法第105条第2項により消滅
〃	3 3 5 6						法第105条第2項により消滅
〃	3 3 5 7						法第105条第2項により消滅
〃	3 4 8 3						法第105条第2項により消滅
〃	3 4 8 4						法第105条第2項により消滅
〃	3 5 3 6						法第105条第2項により消滅

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
駿河区曲金字狐ヶ崎坪	3 5 3 7	(番) (筆)					法第105条第2項により消滅
〃	3 5 5 4						法第105条第2項により消滅
〃	3 5 5 5						法第105条第2項により消滅
駿河区池田	1 0 8 1	1 / 3	駿河区東静岡二丁目	1 6 6	1 1 - 1 7 - 1		
〃	1 0 9 1	2 / 3	〃	1 6 6	1 1 - 1 7 - 1		
〃	1 0 9 2	3 / 3	〃	1 6 6	1 1 - 1 7 - 1		
〃	1 0 9 3		〃	1 7 7	1 1 - 1 7 - 2		
〃			〃	3 6 6	1 1 - 2 5 - 1		
〃	1 1 0 1		〃	4 0 6	1 1 - 2 6 - 3		
〃	1 1 0 2		駿河区曲金六丁目	5 1 3 3	1 4 - 2		
〃	1 1 0 3	1 / 2	駿河区東静岡二丁目	3 9 6	1 1 - 2 6 - 2		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
駿河区池田	1 1 1 1	1	(番)	駿河区曲金六丁目	5 1 4	1 4 - 3	
			(筆)	駿河区東静岡二丁目	3 8	1 1 - 2 6 - 1	
〃	1 1 1 2	2 / 2	〃	3 9	1 1 - 2 6 - 2		
〃	3 9 1 8						法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
〃	3 9 1 9	2					法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
駿河区池田字藪崎坪	6 9	4					法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
〃	7 0 1	1		葵区柚木	1 0 0 6	1 3 5 - 2	
〃	7 0 2	2					法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
〃	7 0 4	4	1 / 5	駿河区東静岡二丁目	3 5	1 1 - 2 4 - 2	
〃	7 0 5	5					法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
〃	7 0 8	8					法第 1 0 5 条第 2 項により消滅

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
駿河区池田字藪崎坪	7 1 1	(番) (筆)	葵区柚木	1 0 0 5	1 3 5 - 1		
			駿河区東静岡二丁目	4 4	1 1 - 2 1 - 4		
			〃	4 5	1 1 - 2 1 - 5		
〃	7 1 2					法第 1 0 5 条第 2 項により消滅	
〃	7 1 3					法第 1 0 5 条第 2 項により消滅	
〃	7 1 4	1 / 6	駿河区東静岡二丁目	3 4	1 1 - 2 4 - 1		
〃	7 2 1		葵区東静岡一丁目	4	1 6 1 2 - 1		
〃	7 2 2					法第 1 0 5 条第 2 項により消滅	
〃	7 2 3					法第 1 0 5 条第 2 項により消滅	
〃	7 2 4	2 / 6	駿河区東静岡二丁目	3 4	1 1 - 2 4 - 1		
〃	7 2 5		〃	4 3	1 1 - 2 1 - 3		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
駿河区池田字梅ヶ坪	7 3 1	(番) (筆)	駿河区東静岡二丁目	3 1	1 1 - 2 1 - 6		
〃	7 3 2		〃	2 9	1 1 - 2 1 - 1		
〃	7 3 3		〃	2 1	1 1 - 1 9 - 6		
〃	7 3 4		〃	2 4	1 1 - 1 9 - 9		
〃	7 3 4					法第105条第2項により消滅	
〃	7 3 5					法第105条第2項により消滅	
〃	7 3 6	3 / 6	駿河区東静岡二丁目	3 4	1 1 - 2 4 - 1		
〃	7 3 7	2 / 5	〃	3 5	1 1 - 2 4 - 2		
〃	7 3 8	4 / 6	〃	3 4	1 1 - 2 4 - 1		
〃	7 3 9		葵区東静岡一丁目	3	1 6 1 2 - 2		
〃	7 3 10		駿河区東静岡二丁目	3 0	1 1 - 2 1 - 2		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
駿河区池田字梅ヶ坪	7 4	(番) 3 / (筆) 5	駿河区東静岡二丁目	3 5	1 1 - 2 4 - 2		
〃	7 5 1		〃	2 2	1 1 - 1 9 - 7		
〃	7 5 2	4 / 5	〃	2 5	1 1 - 1 9 - 1 0		
〃	7 5 3	5 / 6	〃	3 4	1 1 - 2 4 - 1		
〃	7 6 1		駿河区曲金六丁目	5 2 1	1 1 1		
〃	7 6 2		駿河区東静岡二丁目	2 7	1 1 - 1 9 - 4		
〃	7 6 3					法第 1 0 5 条第 2 項により消滅	
〃	7 6 4		駿河区東静岡二丁目	2 6	1 1 - 1 9 - 3		
〃	(後葉に続く) 7 7 1		〃	2 0	1 1 - 1 9 - 5		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
	(前葉より)	(番) (筆)	駿河区東静岡二丁目	23		11-1 9-8	
〃	77-2						法第105条第2項により消滅
〃	77-3						法第105条第2項により消滅
〃	78-1		駿河区曲金六丁目	517		1 7	
〃	78-2						法第105条第2項により消滅
〃	78-3						法第105条第2項により消滅
〃	78-4	1 / 3	駿河区東静岡二丁目	8		11-1 1	
〃	78-5						法第95条第6項により金銭清算
〃	78-6		駿河区東静岡二丁目	18		11-1 8-1	
〃	78-8	1 / 2	〃	19		11-1 8-2	
〃	78-9	2 / 2	〃	19		11-1 8-2	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
駿河区池田字梅ヶ坪	7 8 1 0	(番) 1 / (筆) 4	駿河区曲金六丁目	6 7 6	1 0 2 - 1		
〃	7 9 1	1 / 2	〃	5 4 3	2 - 1 1 6		
〃	7 9 2					法第105条第2項により消滅	
〃	7 9 3					法第105条第2項により消滅	
〃	7 9 4	2 / 19	駿河区東静岡二丁目	7	9 1		
〃	7 9 6	3 / 5	葵区東静岡一丁目	3 2	1 7 1 - 4		
〃	7 9 7					法第105条第2項により消滅	
〃	7 9 8					法第105条第2項により消滅	
〃	8 0 1	1 / 2	駿河区曲金六丁目	5 4 1	2 - 1 1 4		
〃	8 0 3	2 / 2	〃	5 4 3	2 - 1 1 6		
〃	8 0 4	2 / 2	〃	5 4 1	2 - 1 1 4		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
駿河区池田字梅ヶ坪	8 1 1	(番) 2 / (筆) 3	駿河区東静岡二丁目	8 1 1	1 1 - 1 1		
〃	8 1 2					法第95条第6項により金銭清算	
〃	8 2 1	1 / 2	駿河区東静岡二丁目	1 0 1	1 1 - 1 2 - 2		
〃	8 3 1	2 / 2	〃	1 0 1	1 1 - 1 2 - 2		
〃	8 4 1	1 / 3	〃	1 1 1	1 1 - 1 2 - 3		
〃	8 4 2	2 / 4	駿河区曲金六丁目	6 7 6 1	1 0 2 - 1		
〃	8 5 1		〃	6 7 7 1	1 0 2 - 2		
〃			駿河区東静岡二丁目	1 3 1	1 1 - 1 4		
〃	8 5 3	3 / 4	駿河区曲金六丁目	6 7 6 3	1 0 2 - 1		
〃	8 5 4	2 / 3	駿河区東静岡二丁目	1 1 1	1 1 - 1 2 - 3		
〃	8 5 5	5 / 5	〃	3 5 1	1 1 - 2 4 - 2		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
駿河区池田字梅ヶ坪	8 5 6	(番) 3 / (筆) 3	駿河区東静岡二丁目	1 1	1 1 - 1 2 - 3		
〃	8 7 2		〃	9	1 1 - 1 2 - 1		
〃	8 7 5					法第105条第2項により消滅	
〃	8 7 6					法第105条第2項により消滅	
〃	8 7 1 0					法第95条第6項により金銭清算	
〃	8 7 1 1	3 / 3	駿河区東静岡二丁目	8	1 1 - 1 1		
〃	8 7 1 2	3 / 19	〃	7	9 1		
〃	8 7 1 3	4 / 19	〃	7	9 1		
〃	8 8 2	5 / 19	〃	7	9 1		
〃	8 8 3	6 / 19	〃	7	9 1		
〃	9 7 5					法第105条第2項により消滅	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
駿河区池田字梅ヶ坪	97-6	(番) (筆)					法第105条第2項により消滅
〃	97-7						法第105条第2項により消滅
〃	97-8						法第105条第2項により消滅
〃	97-11	7/ 19	駿河区東静岡二丁目	7	9 1		
〃	103-2						法第105条第2項により消滅
〃	103-3						法第105条第2項により消滅
〃	105-2						法第105条第2項により消滅
〃	112-1		駿河区東静岡二丁目	37	11-2 5-2		
〃	112-2						法第105条第2項により消滅
〃	113-1		駿河区東静岡二丁目	33	11-2 3		
〃	113-2						法第105条第2項により消滅

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
駿河区池田字梅ヶ坪	114-1	(番) 1 / (筆) 3	駿河区東静岡二丁目	12-	11-1 3		
〃	114-4	1 / 5	〃	14-	11-1 5		
〃	115-1	2 / 5	〃	14-	11-1 5		
〃	115-4	2 / 3	〃	12-	11-1 3		
〃	116-1	3 / 5	〃	14-	11-1 5		
〃	116-4	4 / 5	〃	14-	11-1 5		
〃	116-5	3 / 3	〃	12-	11-1 3		
〃	117-1	5 / 5	〃	14-	11-1 5		
〃	117-2		〃	15-	11-1 6		
〃	117-3					法第105条第2項により消滅	
〃	117-4					法第105条第2項により消滅	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
駿河区池田字梅ヶ坪	118	1 / 2	駿河区東静岡二丁目	41	11-2 2-3		
〃	118					法第105条第2項により消滅	
〃	119		駿河区東静岡二丁目	32	11-2 2-1		
〃	120		駿河区曲金六丁目	606	4 5		
〃	121	4 / 4	〃	676	10 2-1		
〃	122	1	駿河区東静岡二丁目	42	11-2 2-2		
〃	122					法第105条第2項により消滅	
〃	122	2 / 2	駿河区東静岡二丁目	41	11-2 2-3		
〃	123					法第105条第2項により消滅	
〃	124	6 / 6	駿河区東静岡二丁目	34	11-2 4-1		
〃	124					法第105条第2項により消滅	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
駿河区池田字長市坪	1 2 5 5	(番) (筆)					法第105条第2項により消滅
〃	1 3 4 3						法第105条第2項により消滅
〃	1 3 5 2						法第105条第2項により消滅
駿河区池田字高田坪	2 8 1 6	9 / 19	駿河区東静岡二丁目	7		9 1	
〃	2 8 1 7						法第105条第2項により消滅
〃	2 8 1 8						法第105条第2項により消滅
〃	2 8 1 9						法第105条第2項により消滅
駿河区池田字上中丸坪	2 5 0 9	8 / 19	駿河区東静岡二丁目	7		9 1	
〃	2 5 0 1 1						法第105条第2項により消滅
駿河区池田字下中丸坪	2 9 6 9	10 / 19	駿河区東静岡二丁目	7		9 1	
〃	2 9 6 1 3						法第105条第2項により消滅

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
駿河区池田字下中丸坪	296 14	(番) (筆)					法第105条第2項により消滅
葵区柚木字四反田坪	144 3	4 / 11	駿河区東静岡二丁目	1	8 1-1		
〃	144 6	1 / 13	葵区東静岡一丁目	22	27 1-1		
〃	144 7	2 / 13	〃	22	27 1-1		
〃	148 3	5 / 11	駿河区東静岡二丁目	1	8 1-1		
〃	148 4						法第105条第2項により消滅
〃	148 5						法第105条第2項により消滅
〃	151 2						法第105条第2項により消滅
〃	164 2						法第105条第2項により消滅
〃	164 3						法第105条第2項により消滅
〃	164 4						法第105条第2項により消滅

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
葵区柚木字四反田坪	1645	(番) 1 / (筆) 8	葵区東静岡一丁目	28	16 1-2		
〃	1661	1 / 29	葵区柚木	1026	15 1-1		
葵区柚木字青木坪	1671	2 / 29	〃	1026	15 1-1		
〃	1673	3 / 29	〃	1026	15 1-1		
〃	1674	1 / 6	葵区柚木字青木坪	16717	28 1	法第95条第1項による特別処分	
〃	1675					法第105条第2項により消滅	
〃	1678	2 / 8	葵区東静岡一丁目	28	16 1-2		
〃	1679	6 / 11	駿河区東静岡二丁目	11	8 1-1		
〃	16710	7 / 11	〃	11	8 1-1		
〃	16713	2 / 6	葵区柚木字青木坪	16717	28 1	法第95条第1項による特別処分	
〃	16714	3 / 6	〃	16717	28 1	法第95条第1項による特別処分	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
葵区柚木字青木坪	1 6 7 1 6	(番) (筆) 3 / 13	葵区東静岡一丁目	2 2	2 7 1 - 1		
〃	1 6 8 1	4 / 29	葵区柚木	1 0 2 6	1 5 1 - 1		
〃	1 6 8 3	5 / 29	〃	1 0 2 6	1 5 1 - 1		
〃	1 6 9 1	6 / 29	〃	1 0 2 6	1 5 1 - 1		
〃	1 6 9 3	7 / 29	〃	1 0 2 6	1 5 1 - 1		
〃	1 7 0 1	8 / 29	〃	1 0 2 6	1 5 1 - 1		
〃	1 7 0 3	9 / 29	〃	1 0 2 6	1 5 1 - 1		
〃	1 7 1 2	10 / 29	〃	1 0 2 6	1 5 1 - 1		
〃	1 7 3 6					法第105条第2項により消滅	
葵区柚木字分福田坪	1 7 5 1	8 / 11	駿河区東静岡二丁目	1	8 1 - 1		
〃	1 7 5 3					法第105条第2項により消滅	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
葵区柚木字分福田坪	175 9	(番) 9 / (筆) 11	駿河区東静岡二丁目	1		8 1-1	
〃	175 12	4 / 6	葵区柚木字青木坪	167 17		28 1	法第95条第1項による特別処分
〃	175 13	5 / 6	〃	167 17		28 1	法第95条第1項による特別処分
〃	175 14	6 / 6	〃	167 17		28 1	法第95条第1項による特別処分
〃	183 2		葵区東静岡一丁目	15		16 8-3	
〃	183 4	11 / 29	葵区柚木	1026		15 1-1	
〃	185 2	1 / 3	葵区東静岡一丁目	18		16 8-5	
〃	185 3						法第90条により金銭清算
〃	186 3	12 / 29	葵区柚木	1026		15 1-1	
〃	186 4	1 / 4	〃	1018		14 3-2	
〃	186 5	13 / 29	〃	1026		15 1-1	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
葵区柚木字分福田坪	1866	(番) 1 / (筆) 2	葵区柚木	1017	14 3-3		
〃	1867	1 / 3	〃	1023	14 8-1		
〃	1913	2 / 4	〃	1018	14 3-2		
〃	1914	15 / 29	〃	1026	15 1-1		
葵区柚木字小深田坪	191	14 / 29	〃	1026	15 1-1		
〃	1981	3 / 4	〃	1018	14 3-2		
〃	1982	2 / 2	〃	1017	14 3-3		
〃	1983	2 / 3	〃	1023	14 8-1		
〃	1991	4 / 4	〃	1018	14 3-2		
〃	1992		〃	1024	14 8-2		
〃	1993	3 / 3	〃	1023	14 8-1		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
葵区柚木字小深田坪	199 4	(番) (筆)	葵区柚木	1016	14 3-1		
葵区柚木字庄次郎坪	206 1	16 / 29	〃	1026	15 1-1		
〃	214 1	17 / 29	〃	1026	15 1-1		
〃	215 5	18 / 29	〃	1026	15 1-1		
〃	216 6	19 / 29	〃	1026	15 1-1		
〃	217 1		〃	1021	14 6		
〃	217 2	1 / 3	〃	1019	14 4		
〃	217 3	2 / 3	〃	1019	14 4		
〃	217 4	3 / 3	〃	1019	14 4		
〃	218 1	20 / 29	〃	1026	15 1-1		
〃	218 2	21 / 29	〃	1026	15 1-1		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
葵区柚木字庄次郎坪	2 1 9: 1	(番) 4 / (筆) 13	葵区東静岡一丁目	2 2: 2	2 7 1 - 1		
〃	2 1 9: 2					法第105条第2項により消滅	
〃	2 1 9: 3					法第105条第2項により消滅	
〃	2 1 9: 4	5 / 13	葵区東静岡一丁目	2 2: 2	2 7 1 - 1		
〃	2 1 9: 5	3 / 8	〃	2: 2	1 6 1 - 2		
〃	2 1 9: 6	4 / 8	〃	2: 2	1 6 1 - 2		
〃	2 2 8: 2					法第105条第2項により消滅	
〃	2 2 8: 3					法第105条第2項により消滅	
〃	2 2 8: 5	5 / 8	葵区東静岡一丁目	2: 2	1 6 1 - 2		
〃	2 2 8: 6	6 / 13	〃	2 2: 2	2 7 1 - 1		
〃	2 2 8: 7	7 / 13	〃	2 2: 2	2 7 1 - 1		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
葵区柚木字庄次郎坪	2 3 4 2	(番) 8 / (筆) 13	葵区東静岡一丁目	2 2 2	2 7 1 - 1		
葵区柚木字西五反田坪	2 4 0	1 / 2	駿河区曲金六丁目	5 1 0	1 2 1		
〃	2 4 1	2 / 2	〃	5 1 0	1 2 1		
〃	2 4 2 1	1 / 4	葵区柚木	1 0 2 2	1 4 7		
〃	2 4 2 2					法第105条第2項により消滅	
〃	2 4 2 3	2 / 4	葵区柚木	1 0 2 2	1 4 7		
〃	2 4 2 4	1 / 3	駿河区曲金六丁目	5 5 4	2 - 2 6		
〃	2 4 2 5		〃	5 5 0	2 - 2 1 - 2		
〃	2 4 2 7	3 / 4	葵区柚木	1 0 2 2	1 4 7		
〃	2 4 2 8	4 / 4	〃	1 0 2 2	1 4 7		
〃	2 4 3	2 / 3	駿河区曲金六丁目	5 5 4	2 - 2 6		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
葵区柚木字西五反田坪	2 4 4	(番) 3 / (筆) 3	駿河区曲金六丁目	5 5 4	2-2 6		
〃	2 4 5		〃	5 4 9	2-2 1-1		
〃	2 4 6	4 / 3	〃	5 5 1	2-2 2-1		
〃	2 4 6	5 / 3	〃	5 5 1	2-2 2-1		
〃	2 4 6	6 / 3	〃	5 5 1	2-2 2-1		
〃	2 4 7	1 / 3	〃	5 0 1	1 17		
〃	2 4 7		〃	5 0 5	1 22		
〃	2 4 7	2 / 3	〃	5 0 1	1 17		
〃	2 4 7	3 / 3	〃	5 0 1	1 17		
〃	2 4 7		〃	5 0 2	1 17-2		
〃	2 4 9		〃	5 5 2	2-2 2-2		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
葵区柚木字御代免坪	274-1	(番) (筆)					法第95条第6項により金銭清算
〃	274-2	1/2	葵区柚木	1025		14 1-2	
〃	274-3		〃	1012		14 1-1	
〃	274-4	1/2	駿河区曲金六丁目	649		6 15	
〃	274-5	1/2	葵区長沼南	15		18-2 8	
〃	274-6		〃	14		18-2 7	
〃	274-7		葵区柚木	1007		13 6-1	
〃	274-8	2/2	駿河区曲金六丁目	649		6 15	
〃	274-9	2/2	葵区長沼南	15		18-2 8	
〃	274-10		葵区柚木	1008		13 6-2	
〃	275-8						法第105条第2項により消滅

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
葵区柚木字御代免坪	275 9	(番) (筆)					法第105条第2項により消滅
〃	275 11	2 / 2	葵区柚木	1025		14 1-2	
葵区柚木字柳坪	277 1	9 / 13	葵区東静岡一丁目	22		27 1-1	
〃	277 2						法第105条第2項により消滅
〃	277 3						法第105条第2項により消滅
〃	277 4	10 / 13	葵区東静岡一丁目	22		27 1-1	
〃	278 1	11 / 13	〃	22		27 1-1	
〃	278 2						法第105条第2項により消滅
〃	280 2						法第105条第2項により消滅
〃	280 3	2 / 6	葵区柚木	1000		13 1-1	
〃	280 4	3 / 6	〃	1000		13 1-1	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
葵区柚木字柳坪	2806	(番) 12 / (筆) 13	葵区東静岡一丁目	22	27 1-1		
〃	2808		葵区柚木	1001	13 1-2		
			〃	1010	13 1-3		
			〃	1011	13 1-4		
			葵区東静岡一丁目	23	27 1-2		
〃	2809	13 / 13	〃	22	27 1-1		
〃	2993					法第105条第2項により消滅	
〃	2995	4 / 6	葵区柚木	1000	13 1-1		
〃	2996					法第105条第2項により消滅	
葵区柚木字九反田坪	3251	1 / 2	葵区柚木	1004	13 4		
〃	3256	1 / 2	駿河区曲金六丁目	511	1 16		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
葵区柚木字九反田坪	3 2 5 7	(番) 5 / (筆) 6	葵区柚木	1 0 0 0	1 3 1 - 1		
〃	3 2 5 9	2 / 2	〃	1 0 0 4	1 3 4		
〃	3 2 5 1 2					法第105条第2項により消滅	
〃	3 2 5 1 6	2 / 2	駿河区曲金六丁目	5 1 1	1 1 6		
〃	3 2 5 1 7		〃	5 0 0	1 1		
〃	3 2 5 1 8	6 / 6	葵区柚木	1 0 0 0	1 3 1 - 1		
〃	3 2 5 1 9					法第105条第2項により消滅	
〃	3 2 5 2 0					法第105条第2項により消滅	
葵区柚木字大道添坪	1 3 0 4	2 / 11	駿河区東静岡二丁目	1	8 1 - 1		
〃	1 3 0 5	3 / 11	〃	1	8 1 - 1		
〃	1 3 0 8	1 / 6	葵区柚木	1 0 0 0	1 3 1 - 1		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
葵区柚木字大道添坪	1347	(番) (筆)					法第105条第2項により消滅
〃	1348						法第105条第2項により消滅
葵区長沼字油木坪	5651	22 / 29	葵区柚木	1026	15 1-1		
〃	5653	23 / 29	〃	1026	15 1-1		
〃	5671	1 / 5	葵区長沼南	1	18-1 1-1		
〃	5673	1 / 2	〃	21	19 15-1		
〃	5674	24 / 29	葵区柚木	1026	15 1-1		
〃	5675	2 / 5	葵区長沼南	1	18-1 1-1		
〃	5676		〃	3	18-1 1-2		
〃	5677	3 / 5	〃	1	18-1 1-1		
〃	5678	4 / 5	〃	1	18-1 1-1		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
葵区长沼字油木坪	5 6 8 3	(番) (筆) 25 / 29	葵区柚木	1 0 2 6	1 5 1 - 1		
〃	5 6 9		葵区长沼南	2 3	1 9 1 5 - 3		
〃	5 7 0 1		〃	2 2	1 9 1 5 - 2		
〃	5 7 0 3	5 / 5	〃	1	1 8 - 1 1 - 1		
〃	5 7 0 4	1 / 8	葵区東静岡一丁目	1 1	1 6 7		
〃	5 7 1 2	26 / 29	葵区柚木	1 0 2 6	1 5 1 - 1		
〃	5 7 4 1	27 / 29	〃	1 0 2 6	1 5 1 - 1		
〃	5 7 4 2	28 / 29	〃	1 0 2 6	1 5 1 - 1		
〃	5 7 5 1	29 / 29	〃	1 0 2 6	1 5 1 - 1		
〃	5 7 5 3	2 / 2	葵区长沼南	2 1	1 9 1 5 - 1		
〃	5 7 5 4	2 / 3	葵区東静岡一丁目	1 8	1 6 8 - 5		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
葵区长沼字沖堀合坪	5 7 6	(番) 3 / (筆) 3	葵区東静岡一丁目	1 8	1 6 8 - 5		
〃	5 7 7	1 / 7	〃	1 4	1 6 8 - 2		
〃	5 7 7 2	6 / 8	〃	2	1 6 1 - 2		
〃	5 7 7 3	7 / 8	〃	2	1 6 1 - 2		
〃	5 7 8 1		葵区柚木	1 0 2 7	1 5 1 - 2		
〃	5 7 8 2	2 / 7	葵区東静岡一丁目	1 4	1 6 8 - 2		
〃	5 7 8 3		〃	1 3	1 6 8 - 1		
〃			〃	1 7	1 6 8 - 4		
〃	5 7 9	3 / 7	〃	1 4	1 6 8 - 2		
〃	5 8 0	4 / 7	〃	1 4	1 6 8 - 2		
〃	5 8 1	5 / 7	〃	1 4	1 6 8 - 2		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
葵区長沼字沖堀合坪	5 8 2 1	(番) 6 / (筆) 7	葵区東静岡一丁目	1 4	1 6 8 - 2		
〃	5 8 2 3	7 / 7	〃	1 4	1 6 8 - 2		
〃	5 8 2 4					法第90条により金銭清算	
〃	5 8 2 6	10 / 11	駿河区東静岡二丁目	1	8 1 - 1		
葵区長沼字鳥八三坪	5 8 4 2	1 / 3	葵区東静岡一丁目	3 6	1 7 1 - 1		
〃	5 8 4 5	11 / 19	駿河区東静岡二丁目	7	9 1		
〃	5 8 4 6	11 / 11	〃	1	8 1 - 1		
〃	5 8 4 10	12 / 19	〃	7	9 1		
葵区長沼字川久保坪	5 9 5 1		葵区東静岡一丁目	1 6	1 6 3 - 3		
〃	5 9 5 2		〃	1 2	1 6 3 - 4		
〃	5 9 6 1	1 / 4	〃	6	1 6 3 - 1		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
葵区长沼字川久保坪	5 9 6 2	(番) (筆)	葵区東静岡一丁目	5	1 6 2		
〃	5 9 6 3	2 / 4	〃	6	1 6 3 - 1		
〃	5 9 7 1	3 / 4	〃	6	1 6 3 - 1		
〃	6 0 5 1		〃	1 9	1 6 1 - 5		
〃	6 0 5 1		〃	2 4	5 1 1 - 1		
〃	6 0 5 1		〃	2 5	5 1 1 - 2		
〃	6 0 5 1		〃	2 6	5 1 2		
〃	6 0 5 1		〃	2 7	5 1 3 - 1		
〃	6 0 5 2	4 / 4	〃	6	1 6 3 - 1		
〃	6 0 5 3					法第105条第2項により消滅	
〃	6 0 9 3		葵区東静岡一丁目	8	1 6 4 - 3		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
葵区長沼字川久保坪	6 1 0 1	(番) 1 / (筆) 2	駿河区曲金六丁目	5 5 7 4	2-2 4		
〃	6 1 0 3	2 / 2	〃	5 5 7 4	2-2 4		
〃	6 1 1 1	1 / 2	葵区東静岡一丁目	9 4-1	1 6 4-1		
〃	6 1 1 7	2 / 2	〃	9 4-1	1 6 4-1		
葵区長沼字宮上坪	6 6 0 1	1 / 7	〃	1 0 4-2	1 6 4-2		
〃	6 6 0 3	1 / 3	駿河区曲金六丁目	5 2 2 1	1 1 2-1		
〃	6 6 0 4	2 / 3	〃	5 2 2 1	1 1 2-1		
〃	6 6 1 2	1 / 2	葵区東静岡一丁目	7 3-2	1 6 3-2		
〃	6 6 1 4	2 / 2	〃	7 3-2	1 6 3-2		
〃	6 6 1 5	2 / 7	〃	1 0 4-2	1 6 4-2		
〃	6 6 2 1	3 / 7	〃	1 0 4-2	1 6 4-2		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
葵区长沼字宮上坪	6 6 3 1	(番) (筆) 1 / 5	葵区東静岡一丁目	2 9	1 7 1 - 7		
〃	6 6 3 6					法第105条第2項により消滅	
〃	6 6 3 7	2 / 5	葵区東静岡一丁目	2 9	1 7 1 - 7		
〃	6 6 3 9		葵区柚木	1 0 1 3	1 4 2 - 1		
			葵区東静岡一丁目	1	1 6 1 - 1		
			〃	3 0	1 7 1 - 6		
〃	6 6 3 1 0		〃	2 8	5 1 3 - 2		
			駿河区東静岡二丁目	4	5 2 1		
			〃	5	5 2 2		
			〃	6	5 2 3		
〃	6 6 9 1	4 / 7	葵区東静岡一丁目	1 0	1 6 4 - 2		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
葵区长沼字宮上坪	6 6 9 2	(番) 5 / (筆) 7	葵区東静岡一丁目	1 0	1 6 4 - 2		
〃	6 6 9 3	6 / 7	〃	1 0	1 6 4 - 2		
〃	6 7 5 2					法第105条第2項により消滅	
〃	6 7 9 1		葵区東静岡一丁目	3 4	1 7 2		
〃	6 7 9 2		〃	3 5	1 7 2 - 2		
〃	6 8 1 2					法第105条第2項により消滅	
〃	6 8 2 2	3 / 3	駿河区曲金六丁目	5 2 2	1 1 2 - 1		
〃	6 8 5 1	7 / 7	葵区東静岡一丁目	1 0	1 6 4 - 2		
〃	6 8 5 4	1 / 3	駿河区曲金六丁目	5 2 3	1 1 2 - 2		
〃	6 8 6 2	2 / 3	〃	5 2 3	1 1 2 - 2		
〃	6 8 6 3	3 / 3	〃	5 2 3	1 1 2 - 2		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
葵区長沼字宮上坪	7 0 1 2	(番) (筆)					法第105条第2項により消滅
〃	7 0 1 3						法第105条第2項により消滅
〃	7 0 5 2	1 / 3	葵区長沼南	1 6 1	1 9 1		
〃	7 0 9 1		〃	4 1	1 8 - 2 1		
〃	7 1 0 1	2 / 3	〃	1 6 1	1 9 1		
〃	7 1 0 2						法第105条第2項により消滅
〃	7 1 0 5						法第90条により金銭清算
〃	7 1 1 1	1 / 3	葵区長沼南	8 9 4	2 3 4		
〃	7 1 1 4						法第90条により金銭清算
〃	7 1 1 5	3 / 3	葵区長沼南	1 6 1	1 9 1		
〃	7 1 1 6	1 / 2	〃	2 8 1	1 9 1 3		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
葵区长沼字宮上坪	7 1 1: 7	(番) 2 / (筆) 2	葵区长沼南	2 8:	1 9 1 3		
〃	7 1 1: 8	1 / 2	〃	9 5:	2 3 9		
〃	7 1 2: 1	2 / 3	〃	8 9:	2 3 4		
〃	7 1 2: 5	2 / 2	〃	9 5:	2 3 9		
〃	7 1 3: 1	3 / 3	〃	8 9:	2 3 4		
〃	7 1 5: 1	1 / 3	〃	1 7:	1 9 2		
〃	7 1 5: 2					法第105条第2項により消滅	
葵区长沼字前イカリ坪	7 1 6: 1	2 / 3	葵区长沼南	1 7:	1 9 2		
〃	7 1 6: 4					法第105条第2項により消滅	
〃	7 1 6: 5					法第105条第2項により消滅	
〃	7 1 6: 6					法第105条第2項により消滅	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
葵区长沼字前イカリ坪	7 1 6 7	(番) (筆)					法第105条第2項により消滅
〃	7 1 6 9	3 / 3	葵区长沼南	1 7 2		1 9 2	
〃	7 1 6 1 0	8 / 8	葵区東静岡一丁目	2 9 1		1 6 1 - 2	
〃	7 1 6 1 1	3 / 5	〃	2 9 5		1 7 1 - 7	
〃	7 1 6 1 2	4 / 5	〃	2 9 5		1 7 1 - 7	
〃	7 1 8 3						法第105条第2項により消滅
〃	7 2 0 5						法第105条第2項により消滅
葵区长沼字向イカリ坪	7 3 1 3	5 / 5	葵区東静岡一丁目	2 9 5		1 7 1 - 7	
〃	7 3 1 4	2 / 3	〃	3 6 5		1 7 1 - 1	
葵区长沼字細田坪	7 5 0 8	13 / 19	駿河区東静岡二丁目	7 1 9		9 1	
〃	7 7 0 4	14 / 19	〃	7 1 9		9 1	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
葵区长沼字棚田坪	7 7 1 7	(番) (筆) 15 / 19	駿河区東静岡二丁目	7	9 1		
〃	7 7 1 8		葵区柚木	1 0 1 5	1 4 2 - 3		
〃	7 7 1 1 1		葵区東静岡一丁目	2 1	1 6 1 - 3		
〃	7 7 1 1 1	16 / 19	駿河区東静岡二丁目	7	9 1		
〃	7 7 1 1 6					法第 1 0 5 条第 2 項により消滅	
〃	7 9 4 3	1 / 3	葵区长沼南	9 6	2 3 1 0		
〃	7 9 4 4					法第 1 0 5 条第 2 項により消滅	
〃	7 9 4 5					法第 1 0 5 条第 2 項により消滅	
〃	7 9 4 6					法第 1 0 5 条第 2 項により消滅	
〃	7 9 6 3					法第 1 0 5 条第 2 項により消滅	
〃	7 9 6 4					法第 1 0 5 条第 2 項により消滅	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
葵区長沼字棚田坪	806 1	(番) 1 / (筆) 2	葵区長沼南	53	21-2 1		
〃	806 2	1 / 2	〃	69	21-2 12		
〃	806 4	1 / 4	〃	62	21-2 6		
〃	806 5	2 / 4	〃	62	21-2 6		
〃	806 8	2 / 2	〃	53	21-2 1		
〃	807 1		〃	85	23 1		
〃	807 2	3 / 4	〃	62	21-2 6		
〃	808 1		駿河区曲金六丁目	608	4 6		
〃	808 2		葵区長沼南	58	21-2 5-1		
〃	808 3	1 / 4	〃	111	24 7		
〃	808 4	2 / 2	〃	69	21-2 12		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
葵区長沼字棚田坪	8 0 8 5	(番) 4 / (筆) 4	葵区長沼南	6 2	2 1 - 2 6		
〃	8 0 8 7	2 / 4	〃	1 1 1	2 4 7		
〃	8 0 9 1	3 / 4	〃	1 1 1	2 4 7		
〃	8 0 9 5	4 / 4	〃	1 1 1	2 4 7		
〃	8 1 0 1		〃	8 1	2 2 - 2 1 4		
〃	8 1 0 2					法第105条第2項により消滅	
〃	8 1 1 1		葵区長沼南	6 0	2 1 - 2 5 - 3		
〃	8 1 1 2		〃	5 9	2 1 - 2 5 - 4		
〃	8 1 1 3		〃	6 1	2 1 - 2 5 - 5		
〃	8 1 2 1		駿河区曲金六丁目	5 0 3	1 1 8		
〃	8 1 2 2	2 / 2	葵区長沼南	2	1 8 - 1 2		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
葵区長沼字棚田坪	8 1 3 1	(番) (筆)	葵区長沼南	6 4	2 1 - 2 8		
〃	8 1 3 2		〃	4 4	2 1 - 1 9		
〃	8 1 5 2	2 / 3	〃	9 6	2 3 1 0		
〃	8 1 5 3	3 / 3	〃	9 6	2 3 1 0		
〃	8 1 7 1	1 / 3	〃	9 4	2 3 8		
〃	8 1 7 2	1 / 7	〃	9 0	2 3 5 - 1		
〃	8 1 7 3	2 / 7	〃	9 0	2 3 5 - 1		
〃	8 1 7 4	3 / 7	〃	9 0	2 3 5 - 1		
〃	8 1 7 8		〃	6 5	2 1 - 2 9		
〃	8 1 7 9	4 / 7	〃	9 0	2 3 5 - 1		
〃	8 1 8 2	1 / 2	〃	1 1 0	2 4 1 - 3		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地	
葵区長沼字棚田坪	8 1 8 3	(番) (筆)	葵区長沼南	9 8	2 4 1 - 1	
〃	8 1 9		〃	9 9	2 4 1 - 2	
〃	8 2 1 1	1 / 3	〃	9 1	2 3 5 - 2	
〃	8 2 1 2	2 / 3	〃	9 1	2 3 5 - 2	
〃	8 2 2	1 / 3	〃	1 0 1	2 4 3	
〃	8 2 3	1 / 2	〃	5 4	2 1 - 2 2	
〃	8 2 4		〃	7 3	2 2 - 2 6 - 1	
〃	8 2 5	1 / 4	〃	7 0	2 2 - 2 1	
〃	8 2 6 1		〃	8 4	2 2 - 2 5	
〃	8 2 6 2		〃	1 0	1 8 - 2 5 - 1	
〃	8 2 6 3		〃	4 2	2 1 - 1 7	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
葵区長沼字棚田坪	8 2 6 4	(番) (筆)	葵区長沼南	1 1	1 8-2 5-2		
〃	8 2 7 1		〃	6 6	2 1-2 1 0		
〃	8 2 7 2	1 / 3	〃	3 4	2 1-1 3-2		
〃	8 2 9 1	1 / 4	〃	3 0	2 1-1 1		
〃	8 2 9 2	2 / 4	〃	3 0	2 1-1 1		
〃	8 2 9 3	3 / 4	〃	3 0	2 1-1 1		
〃	8 3 0	4 / 4	〃	3 0	2 1-1 1		
〃	8 3 1		〃	3 3	2 1-1 3-1		
〃	8 3 2 1		〃	8 6	2 3 2		
〃	8 3 2 2		〃	2 0	1 9 5-2		
〃	8 3 2 3	1 / 2	〃	3 5	2 1-1 4-1		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
葵区長沼字棚田坪	8 3 2 4	(番) 1 / (筆) 2	葵区長沼南	4 0	2 1 - 1 6		
〃	8 3 2 5	4 / 5	葵区東静岡一丁目	3 2	1 7 1 - 4		
〃	8 3 3 1		葵区長沼南	1 8	1 9 5 - 1		
〃	8 3 3 2		〃	1 9	1 9 5 - 3		
〃	8 3 4 1	1 / 3	〃	5	1 8 - 2 2		
〃	8 3 4 2	2 / 3	〃	5	1 8 - 2 2		
〃	8 3 5 1		〃	2 9	1 9 1 4		
〃	8 3 5 5	3 / 3	〃	5	1 8 - 2 2		
〃	8 3 5 6	3 / 3	駿河区曲金六丁目	6 8 2	1 0 7		
〃	8 3 6 2	1 / 4	葵区長沼南	7	1 8 - 2 3 - 1		
〃	8 3 6 3	2 / 4	〃	7	1 8 - 2 3 - 1		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
葵区長沼字棚田坪	8 3 6 4	(番) (筆)	葵区長沼南	6	1 8 - 2 3 - 2		
〃	8 3 7	3 / 4	〃	7	1 8 - 2 3 - 1		
〃	8 3 8	4 / 4	〃	7	1 8 - 2 3 - 1		
〃	8 3 9		〃	6 8	2 1 - 2 1 1		
〃	8 4 0		〃	6 3	2 1 - 2 7		
〃	8 4 1 1		葵区東静岡一丁目	3 3	1 7 1 - 5		
〃	8 4 1 3		駿河区曲金六丁目	5 0 4	1 1 9		
〃	8 4 2 1	7 / 7	葵区東静岡一丁目	3 7	1 7 1 - 2		
葵区長沼字市後瀬坪	9 0 2 1		葵区長沼南	9 3	2 3 7		
〃	9 0 3 1	2 / 2	〃	5 4	2 1 - 2 2		
〃	9 0 4 1	2 / 3	〃	9 4	2 3 8		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
葵区長沼市後瀬坪	904 3	(番) 5 / (筆) 7	葵区長沼南	905	23 5-1		
〃	904 6	6 / 7	〃	905	23 5-1		
〃	904 7					法第105条第2項により消滅	
〃	904 8					法第105条第2項により消滅	
〃	904 10	3 / 3	葵区東静岡一丁目	365	17 1-1		
〃	904 13	17 / 19	駿河区東静岡二丁目	75	9 1		
〃	904 14	18 / 19	〃	75	9 1		
〃	905 1	7 / 7	葵区長沼南	905	23 5-1		
〃	905 4	3 / 3	〃	94	23 8		
〃	906 1	2 / 2	〃	1105	24 1-3		
〃	906 2	3 / 3	〃	91	23 5-2		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
葵区長沼字市後瀬坪	906 3	(番) 2 / (筆) 3	葵区長沼南	101	24 3		
〃	906 5	3 / 3	〃	101	24 3		
〃	906 11					法第105条第2項により消滅	
〃	906 12					法第105条第2項により消滅	
〃	907 1	1 / 2	葵区長沼南	102	24 4-1		
〃	907 2	2 / 2	〃	102	24 4-1		
〃	908 2	1 / 3	〃	103	24 4-2		
〃	908 4	2 / 3	〃	103	24 4-2		
〃	908 5	3 / 3	〃	103	24 4-2		
〃	909 3					法第105条第2項により消滅	
〃	909 4					法第105条第2項により消滅	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
葵区长沼字市後瀬坪	9 1 9 5	(番) (筆) 19 / 19	駿河区東静岡二丁目	7	9 1		
葵区长沼字太郎丸坪	8 8 2 1	1 / 3	葵区长沼南	3 6	2 1 - 1 4 - 2		
〃	8 8 2 3	5 / 5	葵区東静岡一丁目	3 2	1 7 1 - 4		
〃	8 8 3 1	2 / 8	〃	1 1	1 6 7		
〃	8 8 3 4		葵区长沼南	5 2	2 2 - 1 2		
〃	8 8 3 6	2 / 3	〃	3 6	2 1 - 1 4 - 2		
〃	8 8 3 7	3 / 8	葵区東静岡一丁目	1 1	1 6 7		
〃	8 8 3 8	4 / 8	〃	1 1	1 6 7		
〃	8 8 3 9	5 / 8	〃	1 1	1 6 7		
〃	8 8 3 10	6 / 8	〃	1 1	1 6 7		
〃	8 8 3 11	7 / 8	〃	1 1	1 6 7		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
葵区长沼字太郎丸坪	8 8 3 1 2	(番) (筆) 8 / 8	葵区東静岡一丁目	1 1	1 6 7		
〃	8 8 4 1		葵区长沼南	3 8	2 1 - 1 5		
〃	8 8 4 2	2 / 2	〃	4 0	2 1 - 1 6		
〃	8 8 4 3	3 / 3	〃	3 6	2 1 - 1 4 - 2		
〃	8 8 4 4	2 / 2	〃	3 5	2 1 - 1 4 - 1		
〃	8 8 6		〃	4 8 1	2 2 - 1 5 - 1		
〃	8 8 6		〃	4 8 2	2 2 - 1 5 - 8		
〃	8 8 7 1	1 / 2	〃	1 0 0	2 4 2		
〃	8 8 7 2	2 / 3	〃	3 4	2 1 - 1 3 - 2		
〃	8 8 8 1	3 / 3	〃	3 4	2 1 - 1 3 - 2		
〃	8 8 8 2	2 / 4	〃	7 0	2 2 - 2 1		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
葵区長沼字太郎丸坪	888 3	(番) 2 / (筆) 2	葵区長沼南	100	24 2		
〃	889	3 / 4	〃	70	22-2 1		
〃	890	4 / 4	〃	70	22-2 1		
〃	891 1	1 / 2	〃	83	22-2 7-2		
〃	891 2		〃	74	22-2 6-2		
〃	891 3		〃	75	22-2 7-1		
〃	894 1		〃	49 1	22-1 5-2		
〃	894 3		〃	48 3	22-1 5-7		
〃	895 1		〃	24	19 7		
〃	895 3	1 / 2	〃	76	22-2 8-1		
〃	895 4	1 / 2	〃	50	22-1 6		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
葵区長沼字太郎丸坪	895 5	(番) 1 / (筆) 2	葵区長沼南	51 7	22-1 7		
〃	895 6	2 / 2	〃	50 6	22-1 6		
〃	895 7	2 / 2	〃	51 7	22-1 7		
〃	895 8	1 / 2	〃	77 8-2	22-2 8-2		
〃	895 9	1 / 2	〃	82 9	22-2 9		
〃	896 4	2 / 2	〃	76 8-1	22-2 8-1		
〃	896 6	2 / 2	〃	77 8-2	22-2 8-2		
〃	896 7	2 / 2	〃	82 9	22-2 9		
〃	897 3	1 / 3	〃	26 10	19 10		
〃	897 5	2 / 3	〃	26 10	19 10		
〃	898 1	3 / 3	〃	26 10	19 10		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
葵区長沼字東原坪	9 6 6 3	(番) (筆)					法第105条第2項により消滅
〃	9 7 3 6						法第105条第2項により消滅
〃	9 7 3 7						法第105条第2項により消滅
〃	9 8 3 1	2 / 2	駿河区曲金六丁目	5 0 8 1	2 0	1	
〃	9 8 3 2		葵区長沼南	4 9 3 3		2 2 - 1 5 - 4	
〃	9 8 3 3		〃	4 9 3 5		2 2 - 1 5 - 6	
〃	9 8 3 4	2 / 2	〃	8 3 1		2 2 - 2 7 - 2	
〃	9 8 3 5		〃	4 9 3 4		2 2 - 1 5 - 5	
〃	9 8 3 6		〃	4 9 3 2		2 2 - 1 5 - 3	
〃	9 8 3 7		〃	7 9 1		2 2 - 2 1 2	
〃	9 8 3 8						法第95条第6項により金銭清算

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
葵区長沼字東原坪	983 9	(番) (筆)	駿河区曲金六丁目	586	3-2 4		
〃	983 10		葵区長沼南	56	21-2 3		
〃	983 11		〃	88	23 3		
〃	983 12		〃	72	22-2 4		
〃	983 13		〃	45	22-1 1		
〃	987 2					法第105条第2項により消滅	
〃	988 2					法第105条第2項により消滅	
〃	989 2					法第105条第2項により消滅	
〃	989 3		葵区長沼南	107	24 6		
〃	989 4		〃	104	24 5-1		
〃	989 5		〃	109	24 5-2		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
葵区長沼字東原坪	989 6	(番) (筆)	葵区長沼南	105	24 5-3		
〃	989 7	1 / 3	〃	106	24 5-4		
〃	989 8	2 / 3	〃	106	24 5-4		
〃	989 9	3 / 3	〃	106	24 5-4		
〃	989 10		〃	108	24 5-5		
葵区長沼字押流ノ坪	744 10		葵区柚木	1014	14 2-2		
			葵区東静岡一丁目	20	16 1-4		
			駿河区東静岡二丁目	3	8 2		
〃	744 13		葵区柚木	1002	13 2-1		
〃	744 14		駿河区曲金六丁目	673	7 9		
〃	744 15		葵区長沼南	25	19 9		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併 (番) (筆)	町・丁目名	地 番	画 地		
			駿河区曲金六丁目	5 0 6	1 2 5	法第9 6 条第2 項による保留地	
			〃	5 0 7	1 2 4	法第9 6 条第2 項による保留地	
			〃	5 1 6	1 6	法第9 6 条第2 項による保留地	
			〃	5 2 9	2-1 4-3	法第9 6 条第2 項による保留地	
			〃	5 3 0	2-1 4-2	法第9 6 条第2 項による保留地	
			〃	5 3 5	2-1 8	法第9 6 条第2 項による保留地	
			〃	5 5 3	2-2 5	法第9 6 条第2 項による保留地	
			〃	5 5 5	2-2 7-2	法第9 6 条第2 項による保留地	
			〃	5 5 6	2-2 7-1	法第9 6 条第2 項による保留地	
			〃	5 6 4	3-1 4	法第9 6 条第2 項による保留地	
			〃	5 6 6	3-1 6	法第9 6 条第2 項による保留地	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併 (番) (筆)	町・丁目名	地 番	画 地		
			駿河区曲金六丁目	5 6 8		3-1 8	法第96条第2項による保留地
			〃	5 7 2		3-1 1 2	法第96条第2項による保留地
			〃	5 7 5		3-1 1 4	法第96条第2項による保留地
			〃	5 7 7		3-1 1 6	法第96条第2項による保留地
			〃	5 7 9		3-1 1 8	法第96条第2項による保留地
			〃	5 8 2		3-2 2	法第96条第2項による保留地
			〃	5 8 4		3-2 4-3	法第96条第2項による保留地
			〃	5 8 5		3-2 4-2	法第96条第2項による保留地
			〃	5 8 9		3-2 7	法第96条第2項による保留地
			〃	5 9 3		3-2 1 1	法第96条第2項による保留地
			〃	5 9 5		3-2 1 3	法第96条第2項による保留地

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併 (番) (筆)	町・丁目名	地 番	画 地		
			駿河区曲金六丁目	598		3-2 16	法第96条第2項による保留地
			〃	600		3-2 18	法第96条第2項による保留地
			〃	603		4 2	法第96条第2項による保留地
			〃	605		4 4	法第96条第2項による保留地
			〃	607		4 6-2	法第96条第2項による保留地
			〃	611		4 9	法第96条第2項による保留地
			〃	615		4 13	法第96条第2項による保留地
			〃	616		4 14	法第96条第2項による保留地
			〃	618		4 16	法第96条第2項による保留地
			〃	650		6 16	法第96条第2項による保留地
			〃	654		6 9-2	法第96条第2項による保留地

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併 (番) (筆)	町・丁目名	地 番	画 地		
			駿河区曲金六丁目	6 6 1		6 13-2	法第96条第2項による保留地
			〃	6 6 2		6 13-3	法第96条第2項による保留地
			〃	6 7 0		7 8-3	法第96条第2項による保留地
			〃	6 7 2		7 8-1	法第96条第2項による保留地
			葵区柚木	1 0 0 3		13 2-2	法第96条第2項による保留地
			〃	1 0 0 9		13 7	法第96条第2項による保留地
			〃	1 0 2 0		14 5	法第96条第2項による保留地
			葵区長沼南	2 7		19 12	法第96条第2項による保留地
			〃	3 1		21-1 2-1	法第96条第2項による保留地
			〃	3 2		21-1 2-2	法第96条第2項による保留地
			〃	3 7		21-1 10	法第96条第2項による保留地

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併 (番) (筆)	町・丁目名	地 番	画 地		
			葵区長沼南	3 9	2 1-1 1 1	法第9 6 条第2 項による保留地	
			〃	4 1	2 1-1 1 2	法第9 6 条第2 項による保留地	
			〃	4 3	2 1-1 8	法第9 6 条第2 項による保留地	
			〃	4 6	2 2-1 3	法第9 6 条第2 項による保留地	
			〃	4 7	2 2-1 4	法第9 6 条第2 項による保留地	
			〃	5 7	2 1-2 4	法第9 6 条第2 項による保留地	
			〃	6 7	2 1-2 1 3	法第9 6 条第2 項による保留地	
			〃	7 1	2 2-2 2	法第9 6 条第2 項による保留地	
			〃	7 8	2 2-2 1 0	法第9 6 条第2 項による保留地	
			〃	8 0	2 2-2 1 3	法第9 6 条第2 項による保留地	
			〃	8 7	2 3 1 2	法第9 6 条第2 項による保留地	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併 (番) (筆)	町・丁目名	地 番	画 地		
			葵区長沼南	9 2		2 3 6	法第9 6条第2項による保留地
			〃	9 7		2 3 1 1	法第9 6条第2項による保留地
			〃	1 1 2		2 4 8	法第9 6条第2項による保留地
			〃	1 1 3		2 4 9	法第9 6条第2項による保留地
			駿河区曲金六丁目	6 9 1			法第1 0 5条第1項により帰属
			〃	6 9 3			法第1 0 5条第1項により帰属
			〃	6 9 4			法第1 0 5条第1項により帰属
			〃	6 9 7			法第1 0 5条第1項により帰属
			〃	6 9 8			法第1 0 5条第1項により帰属
			〃	6 9 9			法第1 0 5条第1項により帰属
			〃	7 0 1			法第1 0 5条第1項により帰属

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併 (番) (筆)	町・丁目名	地 番	画 地		
			駿河区曲金六丁目	7 0 2			法第 1 0 5 条第 1 項により帰属
			葵区柚木	1 0 2 9			法第 1 0 5 条第 1 項により帰属
			〃	1 0 3 1			法第 1 0 5 条第 1 項により帰属
			葵区長沼南	1 1 4			法第 1 0 5 条第 1 項により帰属
			〃	1 1 7			法第 1 0 5 条第 1 項により帰属
			〃	1 2 0			法第 1 0 5 条第 1 項により帰属
			〃	1 2 1			法第 1 0 5 条第 1 項により帰属
			〃	1 2 2			法第 1 0 5 条第 1 項により帰属
			〃	1 2 3			法第 1 0 5 条第 1 項により帰属
			〃	1 2 4			法第 1 0 5 条第 1 項により帰属
			〃	1 2 5			法第 1 0 5 条第 1 項により帰属

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併 (番) (筆)	町・丁目名	地 番	画 地		
			葵区長沼南	1 2 6			法第105条第1項により帰属
			〃	1 2 7			法第105条第1項により帰属
			〃	1 2 8			法第105条第1項により帰属
			〃	1 2 9			法第105条第1項により帰属
			〃	1 3 0			法第105条第1項により帰属
			葵区東静岡一丁目	3 8			法第105条第1項により帰属
			〃	4 0			法第105条第1項により帰属
			駿河区東静岡二丁目	6 0			法第105条第1項により帰属
			〃	6 1			法第105条第1項により帰属
			〃	6 3			法第105条第1項により帰属
			〃	6 4			法第105条第1項により帰属

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
		(番) (筆)	駿河区東静岡二丁目	6 5:			法第105条第1項により帰属
			〃	6 6:			法第105条第1項により帰属
			駿河区曲金六丁目	6 8 9:			法第105条第3項により帰属
			〃	6 9 0:			法第105条第3項により帰属
			〃	6 9 2:			法第105条第3項により帰属
			〃	6 9 5:			法第105条第3項により帰属
			〃	6 9 6:			法第105条第3項により帰属
			〃	7 0 0:			法第105条第3項により帰属
			〃	7 0 3:			法第105条第3項により帰属
			葵区柚木	1 0 2 8:			法第105条第3項により帰属
			〃	1 0 3 0:			法第105条第3項により帰属

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併 (番) (筆)	町・丁目名	地 番	画 地	
			葵区長沼南	1 1 5		法第 1 0 5 条第 3 項により帰属
			〃	1 1 6		法第 1 0 5 条第 3 項により帰属
			〃	1 1 8		法第 1 0 5 条第 3 項により帰属
			〃	1 1 9		法第 1 0 5 条第 3 項により帰属
			葵区東静岡一丁目	3 9		法第 1 0 5 条第 3 項により帰属
			〃	4 1		法第 1 0 5 条第 3 項により帰属
			〃	4 2		法第 1 0 5 条第 3 項により帰属
			〃	4 3		法第 1 0 5 条第 3 項により帰属
			〃	4 4		法第 1 0 5 条第 3 項により帰属
			〃	4 5		法第 1 0 5 条第 3 項により帰属
			駿河区東静岡二丁目	4 6		法第 1 0 5 条第 3 項により帰属

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併 (番) (筆)	町・丁目名	地 番	画 地	
			駿河区東静岡二丁目	4 7		法第105条第3項により帰属
			〃	4 8		法第105条第3項により帰属
			〃	4 9		法第105条第3項により帰属
			〃	5 0		法第105条第3項により帰属
			〃	5 1		法第105条第3項により帰属
			〃	5 2		法第105条第3項により帰属
			〃	5 3		法第105条第3項により帰属
			〃	5 4		法第105条第3項により帰属
			〃	5 5		法第105条第3項により帰属
			〃	5 6		法第105条第3項により帰属
			〃	5 7		法第105条第3項により帰属

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
		(番) (筆)	駿河区東静岡二丁目	5 8			法第105条第3項により帰属
			〃	5 9			法第105条第3項により帰属
			〃	6 2			法第105条第3項により帰属